

川崎市公告第741号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 公園等における若者文化施策等と連携した施設整備に向けた実証実験支援業務委託
- (2) 履行場所 小田7丁目公園（川崎市川崎区小田7丁目3-4）
五力田高尾根公園（川崎市麻生区五力田3丁目11-1）
- (3) 履行期間 令和8年3月13日限り
- (4) 概要 本業務は、小田7丁目公園および五力田高尾根公園において、若者文化施策と連携した施設を設置する実証実験を行い、日常的に使用することができる常設の施設整備に向けて利用ニーズと設置条件を確認するものである。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託資格業者名簿に業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録がされている者。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、入札参加申込書を持参により提出してください。

(1) 配布方法

「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

電話 044-200-2390

(3) 配布・提出期間

令和7年3月25日（火）から令和7年4月1日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前8時30分～午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く）

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

入札参加申込書、質問書、仕様書の様式が添付されている入札説明書は、「3(2) 提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(3) 配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和7年4月3日（木）～令和7年4月10日（木）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

ア 回答日

令和7年4月14日（月）

イ 回答方法

回答については、入札参加者から提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一

覧表にした質問回答書を、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者には FAX で送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和 7 年 4 月 1 7 日（木）午前 1 1 時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町 1 番地 1 7 階 建設緑政局会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否 市指定の契約書により、必要とします。

(4) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。